

| 改正後  | 現行  | 備考 |
|--|---|----|
| <div data-bbox="224 319 896 1209" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>           制定 平成19年8月31日 耕 第 462号<br/>           改正 平成20年7月11日 耕 第 466号<br/>           改正 平成22年7月 9日 農整第 453号<br/>           改正 平成23年7月15日 農整第 396号<br/>           改正 平成27年1月16日 農整第 15号<br/>           改正 平成28年7月13日 農整第 266号<br/>           改正 平成29年7月10日 農整第 243号<br/>           改正 令和 元年 8月 22日 農整第 296号<br/>           改正 令和 2年 8月 3日 農整第 305号<br/> <u>改正 令和 3年 8月 13日 農整第 284号</u> </p> <p style="text-align: center;">施設機械工事等共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">令和 <u>3</u>年8月</p> <p style="text-align: center;">富山県農林水産部</p> </div> | <div data-bbox="1086 319 1758 1209" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>           制定 平成19年8月31日 耕 第 462号<br/>           改正 平成20年7月11日 耕 第 466号<br/>           改正 平成22年7月 9日 農整第 453号<br/>           改正 平成23年7月15日 農整第 396号<br/>           改正 平成27年1月16日 農整第 15号<br/>           改正 平成28年7月13日 農整第 266号<br/>           改正 平成29年7月10日 農整第 243号<br/>           改正 令和 元年 8月 22日 農整第 296号<br/>           改正 令和 2年 8月 3日 農整第 305号         </p> <p style="text-align: center;">施設機械工事等共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">令和 <u>2</u>年8月</p> <p style="text-align: center;">富山県農林水産部</p> </div> |    |

| 改正後   | 現行   | 備考  |
|---|--|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用 [略]</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. ～49. [略]</p> <p>23. 連絡</p> <p>連絡とは、監督員と受注者若しくは現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>24. ～25. [略]</p> <p>26. 書面</p> <p>書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいし、発行年月日を記載し、<b>記名(署名又は押印を含む)</b>したものを有効とする。なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ及び電子メールにより伝達できるものとする。</p> <p>27. ～50. [略]</p> <p>1-1-3～1-51 [略]</p> <p>1-1-52 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1. ～4. [略]</p> <p>5. 掛け金収納書の提出</p> <p>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（<b>電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内</b>）に、発注者に提出しなければならない。また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。</p> <p>1-1-53～1-57 [略]</p> <p>第2章～第13章 [略]</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用 [略]</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. ～22. [略]</p> <p>23. 連絡</p> <p>連絡とは、監督員と受注者若しくは現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなど<b>署名又は押印が不要な手段</b>により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>24. ～25. [略]</p> <p>26. 書面</p> <p>書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいし、発行年月日を記載し、署名又は<b>捺印</b>したものを有効とする。なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ及び電子メールにより伝達できるものとする<b>が、後日有効な書面と差し換えるものとする。</b></p> <p>27. ～50. [略]</p> <p>1-1-3～1-51 [略]</p> <p>1-1-52 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1. ～4. [略]</p> <p>5. 掛け金収納書の提出</p> <p>受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。</p> <p>1-1-53～1-57 [略]</p> <p>第2章～第13章 [略]</p> | <p>押印等の見直しに伴う</p> <p>押印等の見直しに伴う</p> <p>建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等に伴う<br/>検査時における取扱いについて追記</p> |